

特定利用港湾への対応について

- 令和6年(2024年)7月16日付けで、国から本県が管理する「熊本港」及び「八代港」について、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と本県との間で確認することの依頼がありました。
- これに対し、本県は、本日付けで、**熊本港及び八代港の港湾管理者として、関係法令を踏まえ、適切に対応すべきものであることから、港湾施設の「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨、回答します。**
- 国によると、本県からの回答を踏まえ、8月中にも特定利用港湾とすべく手続きを進めていきたいとのことです。

【参考資料】

別添資料1:国から本県に対する依頼文書

別添資料2:熊本港・八代港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

別添資料3:本県から国に対する回答文書

【問い合わせ先】

危機管理防災課 増永、野添
TEL 096-333-2112
(内線 60052、60073)
港湾課 布田、菅
TEL 096-333-2516
(内線 53841、53847)

令和6年7月16日
内閣官房
国土交通省
防衛省

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について
(依頼)

国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）に基づく、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と熊本県との間で確認することを依頼する。

(案)

熊本港・八代港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省九州防衛局・海上保安庁第十管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省九州地方整備局はこれに協力する。

令和6年●月●日

国土交通省九州地方整備局副局長
海上保安庁第十管区海上保安本部長
防衛省九州防衛局長
熊本県知事

別添資料 3

港第84号
令和6年(2024年)7月26日

内閣官房長官
国土交通大臣 様
防衛大臣

熊本港・八代港港湾管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 木村 敬

総合的な防衛体制強化のための公共インフラ整備について(回答)

令和6年7月16日付けで依頼がありました熊本港・八代港における港湾施設の「円滑な利用に関する枠組み」を確認しました。

なお、本枠組みを円滑に運用していくためには、関係住民をはじめ国民の理解が不可欠となります。

国におかれましては、理解を深めるための取組みについて責任をもって継続的に行っていただきますようお願いいたします。

【担当】

土木部 河川港湾局

港湾課 港湾整備班

TEL 096-333-2516

E-mail kouwan@pref.kumamoto.lg.jp